

ロボット関連技術PRカード

1. 企業概要

会社名	みむらこまつやまがたほうりつじむしよ 三村小松山縣法律事務所			代表者名	三村 量一		
				窓口担当	松下 昂永		
事業内容	法律事務の提供			U R L	https://mktlaw.jp/		
主要製品	知的財産法、訴訟、契約、その他企業法務						
所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー8階						
電話/FAX 番号	03-6275-6013/03-6747-6862			E-mail	matsushita.koei@mktlaw.jp		
資本金(百万円)	-	設立年月	2019年8月	売上(百万円)	-	従業員数	20

2. PR事項

『知的財産法・企業法務に強みのある弁護士』

当事務所の弁護士は、知財分野における紛争を数多く経験しており、裁判所の実務運用を見据えたアドバイスを得意としております。

事務所代表である三村量一弁護士は、裁判官としての30年以上の実務経験の中で、知的財産高等裁判所判事や最高裁判所調査官等を歴任し、青色発光ダイオード事件をはじめとした著名判決に関与した後、2009年に退官し、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士として、多数の知財関連訴訟の代理人を務めました。応用美術の著作物が争点となったTRIPP TRAPP事件(知財高裁平成27年4月14日判決)や、医薬品用途発明の進歩性が争点となったオロパタジン事件(最高裁令和元年8月27日判決)においてはこれまででない画期的な判決を得るなどの実績を有しています。

松下昂永弁護士は、長島・大野・常松法律事務所において知的財産法を中心とする企業法務に従事した後、地方自治体の法務専門監として勤務した経験があり、知的財産法・行政法の実務に強みを有しています。また、ロボットビジネス支援機構(RobiZy)の一員でもあり、特にスマート農業分野及び自治体連携分野において活動しております。

ロボット・AIを含む先端的な技術に関連する事件の経験が豊富ですので、お気軽にお問合せください。



【弁護士 松下昂永】

3. 特記事項(得意技術以外にPRしたい事項 例:特許情報、応用分野、表彰・認定)

知的財産法以外にも、契約書、訴訟を含む紛争、労働法、経営に関するその他の法律問題についても数多く取り扱っております。また、英文の契約書を含む国際的な事件にも対応しています。

【ご相談事例】

- AIを利用した画像認識システムを利用したサービスについて、知財戦略を幅広く検討して助言。収集した画像や処理後のデータをどのように保護し、また、第三者から提供を受けたデータの利活用を契約にどのように盛り込むかが重要なケースでした。
- サービスロボットを利用したビジネスについて、利用規約の作成について助言。ロボットの故障等に起因する責任をどのように分担するのがポイントになりました。
- 見守りロボットを開発するベンチャー企業において、知財を活用した経営について助言。特許・商標・意匠等を駆使してビジネスを保護する提案に加えて、共同開発者からの技術流出を防ぐ方法を助言しました。
- AIを利用したリスク予測システムについて、特許権の取得かノウハウとしての保護かという選択について助言しました。特許を得ることによるメリットとデメリットの分析は知財戦略に必須です。